平成２４年（フ）第７６５号
横浜市戸塚区上倉田町1863番地　グランディオーズマンション101号
破産者　八木トシ子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上364番地の５
破産者　尾形　紀子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３９９号
京都府宇治市槇島町落合43番地の10　グリーンタウン槇島205棟206号
破産者　川村化粧品店こと　川村　弘三
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
和歌山県新宮市蓬莱３丁目６番20号
破産者　傳田　耕基
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１４３８号
広島市安佐北区口田南８丁目36番13号
破産者　神田　　幸
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９２号
熊本市中央区子飼本町６番28号
破産者　鬼塚　逸秀
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７４号
熊本県水俣市大黒町１丁目３番22号
破産者　中西　義照
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４９２号
宮崎市清武町今泉丙2029番地９
破産者　橋本　利香
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７９号
宮崎市中西町221番地　松尾コーポ101号
破産者　溝口　庄次
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１１号
宮崎市大坪西２丁目16番７－２号　県営住宅
破産者　横山　光男
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７８号
宮崎県都城市蓑原町2383番地10、前住所宮崎県都城市宮丸町3095番地１　大淀コーポ101号
破産者　西　　隆文
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１６７号
宮崎県延岡市行縢町491番地11
破産者　甲斐　　譽
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第５９９７号
神奈川県座間市四ツ谷785番地
破産者　有限会社ビアンジュコーポレーション
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８０３号
東京都足立区西新井本町１丁目25―36、住民票上の住所東京都足立区一ツ家３丁目１－11
破産者　櫻田　粕美
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１３３号
千葉県船橋市藤原１丁目29―20―401
破産者　大沼　　博
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７８３号
埼玉県春日部市藤塚2258―24
破産者　玉代勢　充
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８１５号
神奈川県横浜市金沢区柴町391　マリンシティ金沢文庫Ｃ棟406
破産者　後藤　明彦
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５４２号
東京都足立区西伊興１丁目６―18　石田荘
破産者　濱田　唯幸
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９９６号
東京都世田谷区上用賀１丁目11－４
破産者　長谷川和夫
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３９８号
東京都新宿区若葉１丁目５―211
破産者　李　　相**旼**
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部